

## ガバナンス研究部会（第240回）議事録

日時：平成30年2月16日（金）15:00~17:00

場所：学生会館310号会議室

出席者：今井、板垣、井上、荻野、勝田、小林、嶋多、中嶋、永井（秀）、永井（郁）、中村、林、日向、古谷、逸見、山本、山脇

今回の部会は定例研究発表に代わり、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が公表した会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する「中間試案のたたき台」に関し、意見交換を行った。「たたき台」の各テーマについて今井、井上がまとめ報告した。

### 1 株主総会参考書類等の電磁的方法による提供（今井）

<たたき台の内容>

電子提供制度導入を前提に以下の賛否を問うている。

- ① 「電子提供措置開始日」については、【A案】株主総会の日から4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日、【B案】株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日、
- ② 株主総会の招集の通知の発送期限に定款の定めがある場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、【A案】株主総会の日から4週間前まで、【B案】株主総会の日から3週間前まで、【C案】株主総会の日から2週間前まで。

<電子提供制度の解説と導入条件>

- 電子提供制度のメリットは、①株式会社の印刷費・郵送費の削減とそれ等に要する日時・エネルギーの削減、② ①により株主が議決権行使の検討期間を増やせる、③動画等の情報の充実等である。
- 事前に株主の個別の承認を得ることなしに、この制度を導入することは、我が国では高齢者の株主も多く、デジタルデバイドの問題がかなりあるため、株主の利益を害する恐れがある。従って、現在検討されている、定款による書面請求権の排除はすべきではない。
- 会社側・株主双方におけるコンピューター上のトラブルや、大規模なサイバーテロ等により予期せぬ混乱が長期にわたることも考えられる。少量でも印刷の準備があった方が臨機応変の対応が可能ではないか。従って、株主の書面請求権を残した方が良い。

### 2 同一の株主が、提案することができる議案の数（今井）

<たたき台の内容>

【A案】取締役会設置会社においては、議案（役員等（取締役、会計参与、監査役、会計監査人）の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えることができないものとする。【B案】取締役会設置会社においては、議案の数は10を超えることができないものとする。

とする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても同様とする。【C案】取締役会設置会社においては、議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えることができないものとする。

また、内容による提案の制限も検討する。

### 3 社外取締役を置くことの義務付け（今井）

<たたき台の内容>

【A案】監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって有価証券報告書を提出する会社は、社外取締役を置かなければならないものとする。【B案】現行法の規律を見直さないものとする。

### 4 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任（今井）

<たたき台の内容>

【A案】次に掲げる要件のいずれにも該当する監査役設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるものとする。①取締役の過半数が社外取締役であること、②会計監査人設置会社であること、③取締役会が経営の基本方針について決定していること、④取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備（内部統制システム）について決定していること、⑤取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。【B案】現行法の規律を見直さないものとする。

### 5 取締役等の報酬等（井上）

<たたき台の内容>

#### （1）取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（会）が判断した理由を説明しなければならないものとする。

#### （2）金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについて、定款においてより詳細な事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

#### （3）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【A案】公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。【B案】現行法の規律を見直さないものとする。

とする。

#### (4) 株式報酬等

【A案】(2)のような見直しをする場合において、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を募集事項として定めることができるものとする。新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。

【B案】【A案】のうち、新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとするのみ定める。【C案】現行法の規律を見直さないものとする。

### 6 会社補償（井上）

<たたき台の内容>

①株式会社は、「補償契約」を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるものとする。②補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。③取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。④利益相反取引等による賠償責任については取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。⑤株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、一定の事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

### 7 役員等賠償責任保険契約（井上）

<たたき台の内容>

①役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。②取締役会設置会社においては、取締役会は、①の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。③利益相反取引等は役員等賠償責任保険契約の適用外とする。④公開会社は、役員等賠償責任保険契約の内容について事業報告の内容に含めなければならないものとする。

上記 7 項目について、質疑及び意見交換が活発に行われた。次回部会において、浜辺陽一郎客員部会員（弁護士）からの報告を受けて、さらに論議を進め当部会としての見解をまとめることとした。

【次回開催日】 3月16日（金）午後3時 学士会館309号会議室